

平成 18 年 5 月 23 日

各 位

会社名 小池酸素工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小池 哲夫  
(コード番号 6137 東証第 2 部)  
問合せ先 専務取締役管理部長 横田 修  
(TEL 03-3624-3111)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 83 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開に対応するため、事業目的の変更を行なうものであります。(現行定款第 2 条第 5 項変更)
- (2) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 87 号)が平成 17 年 2 月 1 日に施行され、電子公告制度の導入が認められたことに伴い、周知性の向上および経営の合理化を図るため、当会社の公告を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告ができないときの措置を定めるものであります。(現行定款第 4 条変更)
- (3) 社外取締役として、独立性の高い優秀な人材を招聘、登用し、その期待される役割を十分に発揮できるように、社外取締役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を新設するものであります。(変更案第 30 条新設)
- (4) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下の変更を行なうものであります。

単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株主の権利を限定する規定を新設するものであります。(変更案第 10 条新設)

インターネットの普及を考慮して、株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法で開示した場合は、株主に対して提供したものとみなす規定を新設するものであります。(変更案第 21 条新設)

取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能とする旨の規定を新設するものであります。(変更案第 28 条第 2 項新設)

社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を新設するものであります。(変更案第 38 条新設)

上記のほか、会社法が施行されたことに伴い、規定の整備、条文の新設・削除を行なうとともに、条数の変更を行なうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日

以 上

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条(商号) 当社は、小池酸素工業株式会社と称する。 英文での表示は、KOIKE SANSO KOGYO CO., LTD.とする。</p> <p>第2条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>1.各種溶接・切断用機械、器具、装置の製造および販売</u></p> <p><u>2.各種溶接・切断用機械、器具、装置に関連する機械、器具、装置の製造および販売</u></p> <p><u>3.溶接・切断に関する自動化制御システムの製造および販売</u></p> <p><u>4.焼入装置ならびにこれに関連する金属加工機械の製造および販売</u></p> <p><u>5.産業廃棄物・一般廃棄物処理装置の製造および販売ならびに<u>その処理</u></u></p> <p><u>6.各種計量器ならびに配管機器の製造および販売</u></p> <p><u>7.酸素・窒素・アルゴン・炭酸ガス・ドライアイス・溶解アセチレン・液化石油ガス・水素・ヘリウムその他各種圧縮ガス・液化ガスの製造および販売ならびにこれに付帯する配管工事</u></p> <p><u>8.各種圧縮ガス・液化ガス製造用設備の製造および販売</u></p> <p><u>9.医療用ガス・医療用機器およびこれに関連する供給装置の製造および販売ならびにこれに付帯する配管工事および医療用機器の賃貸借</u></p> <p><u>10.医療品・医薬部外品および医療用具の販売</u></p> <p><u>11.各種超低温機器ならびに超高温機器の製造および販売</u></p> <p><u>12.半導体工業用特殊材料ガス、薬品ならびに関連装置の製造および販売</u></p> <p><u>13.食品添加物の製造および販売</u></p> <p><u>14.各種圧縮ガスならびに各種液化ガスの輸送、供給用機器の製造および販売</u></p> <p><u>15.カーバイト・高圧容器・電気溶接機・溶接材料・鋼材・電気器具・工業用ガス継手・各種マグネット・ショックアブソーバー・各種工業用安全機器・安全保護具・防災消火機器ならびに関連有機合成化学商品の製造および販売</u></p> <p><u>16.前各号に掲げる機械・器具または設備ならびに各種商品の輸出および輸入</u></p> <p><u>17.不動産および動産の賃貸借ならびにその管理</u></p> <p><u>18.スポーツに関する施設(テニスコート等)の企画・運営ならびにこれらに関する事業</u></p> <p><u>19.飲食店業(レストラン・喫茶店等)</u></p> <p><u>20.前各号に付帯関連する一切の業務のほか経営上必要と認める他事業への投融資</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条(商号) (現行どおり)</p> <p>第2条(目的) (現行どおり)</p> <p><u>(1)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(2)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(3)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(4)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(5) 産業廃棄物・一般廃棄物処理装置の製造および販売ならびに<u>産業廃棄物・一般廃棄物処理業</u></u></p> <p><u>(6)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(7)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(8)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(9)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(10)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(11)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(12)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(13)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(14)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(15)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(16)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(17)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(18)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(19)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(20)</u> (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第3条（本店の所在地） 当社の本店は、東京都江戸川区に置く。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第4条（公告の方法） 当社の公告は、<u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>第2章 株式</p> <p>第5条（会社が発行する株式の総数） 当社の発行する株式の総数は、1億7,910万株とする。 <u>ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第6条（自己株式の取得） 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>第7条（<u>1単元の株式の数および単元未満株券の不発行</u>） 当社は、<u>1,000株をもって株式の1単元とする。</u> 2. 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第8条（<u>株券の種類</u>） 当社の発行する株券の種類は、<u>取締役会の定める株式取扱規程によるものとする。</u></p> <p>第9条（<u>単元未満株式の買増し</u>） 当社の単元未満株式を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ</u>）は、<u>株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すべき旨を請求することができる。</u></p>	<p>第3条（本店の所在地） （現行どおり）</p> <p>第4条（<u>機関</u>） 当社は、<u>株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条（<u>公告方法</u>） 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u></p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条（<u>発行可能株式総数</u>） 当社の発行可能株式総数は、1億7,910万株とする。</p> <p>第7条（<u>株券の発行</u>） 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第8条（<u>自己の株式の取得</u>） 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第9条（<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>） 当社の単元株式数は、<u>1,000株とする。</u> 2. 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>第10条（<u>単元未満株式についての権利</u>） 当社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>(4) 次条に定める請求をする権利</u></p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>第11条（<u>単元未満株式の買増し</u>） 当社の株主は、<u>株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第10条（名義書換代理人）  <u>当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</u>  <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u>  <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取り・買増し、株券喪失登録の<u>手続、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></u></p> <p>第11条（株式取扱規程）  <u>株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録またはその抹消、信託財産の表示またはその抹消、単元未満株式の買取り・買増し、株券の再発行、株券喪失登録、その他株式に関する諸手続およびその手数料は、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第12条（基準日）  <u>当社は、毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その期の定時株主総会において権利を行使できる株主とする。</u>  <u>前項のほか、必要のある場合には、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、基準日を定めることができる。</u></p> <p>第3章 株主総会    （新設）</p> <p>第13条（開催の時期）  <u>定時株主総会は、毎決算期末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるごとにこれを招集する。</u></p> <p>第14条（招集者）  株主総会は、法令の別段の定めがある場合を除いて、取締役会の決議にもとづいて取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位に従い、他の取締役がこれを招集する。</p> <p>第15条（議長）  株主総会の議長は、取締役社長とする。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位に従い、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第16条（決議）  株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除いて、出席した株主の議決権の過半数をもって<u>これを行う。</u></p> <p>2. <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p>	<p>第12条（株主名簿管理人）  <u>当社は、株主名簿管理人を置く。</u>  2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u>  3. <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></u></p> <p>第13条（株式取扱規程）  <u>当社の株式に関する取扱いおよびその手数料は、法令または定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p> <p>（削除）</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第14条（定時株主総会の基準日）  <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>第15条（株主総会の招集）  <u>定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときにこれを招集する。</u></p> <p>第16条（招集権者）  （現行どおり）</p> <p>第17条（議長）  （現行どおり）</p> <p>第18条（決議の方法）  株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除いて、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第17条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第18条（議事録） 株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名する。 (新設)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条（員数） 当会社の取締役は17名以内とする。</p> <p>第20条（選任） 取締役は、株主総会において選任する。 取締役の選任の決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u> 取締役の選任の決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>第21条（任期） 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>第22条（代表取締役） 取締役会の決議をもって、会社を代表する代表取締役若干名を選任する。</p> <p>第23条（役付取締役） 取締役会の決議をもって、取締役のうちから取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第24条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに通知を発する。ただし緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。取締役会の細目については、取締役会で定める取締役会規程による。</p> <p>第25条（取締役会決議） 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席して、その出席取締役の過半数によってこれを行う。 (新設)</p>	<p>第19条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 <u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. (現行どおり)</p> <p>第20条（議事録） 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</u></p> <p>第21条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第22条（員数） (現行どおり)</p> <p>第23条（選任方法） 取締役は、株主総会において選任する。 2. <u>取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3. <u>取締役の選任の決議については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>第24条（任期） 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>第25条（代表取締役） 取締役会は、<u>その決議によって、会社を代表する代表取締役若干名を選定する。</u></p> <p>第26条（役付取締役） 取締役会は、<u>その決議によって、取締役のうちから取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>第27条（取締役会の招集通知） (現行どおり)</p> <p>第28条（取締役会の決議方法） 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席して、その出席取締役の過半数をもって行う。</u> 2. <u>当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第26条（報酬および退職慰労金） 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第27条（員数） 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>第28条（選任） 監査役は、株主総会において選任する。 監査役の選任の決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>第29条（任期） 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>第30条（常勤の監査役） <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>第31条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集は、各監査役に対して会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。監査役会の細目については、監査役会で定める監査役会規程による。</p> <p>第32条（監査役会決議） 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p>第33条（報酬および退職慰労金） 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第29条（報酬等） <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第30条（社外取締役の責任免除） <u>当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第31条（員数） （現行どおり）</p> <p>第32条（選任方法） 監査役は、株主総会において選任する。 2. <u>監査役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第33条（任期） 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第34条（常勤の監査役） <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第35条（監査役会の招集通知） （現行どおり）</p> <p>第36条（監査役会の決議方法） 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>第37条（報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第38条（社外監査役の責任免除） <u>当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第39条（選任方法） <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第6章 計算</p> <p>第34条(決算期)  <u>当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その末日を決算期とする。</u></p> <p>第35条(利益金の処分)  <u>毎事業年度の利益金は、株主総会の決議により処分する。</u></p> <p>第36条(利益配当金の支払い)  <u>当社の利益配当金は、毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。利益配当金は、支払開始の日から満3年を経過したときは、その支払の義務を免れるものとする。</u>  (新設)</p>	<p>第40条(任期)  <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  <u>2.前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p>第7章 計算</p> <p>第41条(事業年度)  <u>当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u>  (削除)</p> <p>第42条(剰余金の配当の基準日)  <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>第43条(配当金の除斥期間)  <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p>